

第23期決算公告

2023年6月28日

東京都港区芝二丁目31番19号
株式会社ジョイント・プロパティ
代表取締役 伊香賀俊也

貸借対照表（2023年 3月31日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	715,390	流 動 負 債	710,879
現 金 及 び 預 金	335,364	未 払 金	138,714
営 業 未 収 入 金	300,250	未 払 費 用	23,594
前 払 費 用	11,345	未 払 法 人 税 等	53,602
立 替 金	74,067	リ ー ス 債 務	231
そ の 他	874	前 受 金	30,053
貸 倒 引 当 金	△ 6,512	預 り 金	435,446
固 定 資 産	1,136,926	賞 与 引 当 金	10,427
有 形 固 定 資 産	326,325	未 払 消 費 税 等	18,809
建 物	76,490	固 定 負 債	209,309
構 築 物	2,937	長 期 リ ー ス 債 務	713
工 具 器 具 備 品	6,416	退 職 給 付 引 当 金	58,932
土 地	239,636	株 式 給 付 引 当 金	5,169
リ ー ス 資 産	845	役 員 株 式 給 付 引 当 金	2,768
無 形 固 定 資 産	27,002	長 期 預 り 保 証 金	119,148
電 話 加 入 権	7,996	資 産 除 去 債 務	22,576
ソ フ ト ウ ェ ア	19,005	負 債 合 計	920,188
投 資 そ の 他 の 資 産	783,598	純 資 産 の 部	
長 期 未 収 入 金	2,380	株 主 資 本	932,128
長 期 貸 付 金	700,000	資 本 金	100,000
差 入 敷 金 ・ 保 証 金	67,609	資 本 剰 余 金	189,770
繰 延 税 金 資 産	15,722	資 本 準 備 金	82,728
貸 倒 引 当 金	△ 2,113	そ の 他 資 本 剰 余 金	107,042
		そ の 他 資 本 剰 余 金	107,042
		利 益 剰 余 金	642,357
		利 益 準 備 金	2,100
		そ の 他 利 益 剰 余 金	640,257
		繰 越 利 益 剰 余 金	640,257
		（うち当期純利益）	（ 136,446 ）
		純 資 産 合 計	932,128
資 産 合 計	1,852,317	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,852,317

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）については、定率法によっております。

ただし、建物及び2016年4月以降に取得した建物付属設備、構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産については、定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しています。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④株式給付引当金

従業員に対する株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤役員株式給付引当金

役員に対する株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務等を営んでおり、主な収益を以下のとおり認識しております。

①サブリース事業

当該履行義務は、賃貸借契約に基づく契約の発生時に収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。

②管理受託事業

当該履行義務は、管理委託契約に基づく役務提供の完了時に収益を認識しております。取引価格は管理委託契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。

③不動産売買仲介等

当該履行義務は、不動産売買取引が完了する一時点で充足する履行義務であり、当該時点において収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。